

愛知中部水道企業団

指定給水装置工事事業者 各位

愛知中部水道企業団

給水課長 竹内 稔

(公 印 省 略)

給水装置工事に係る留意事項について (通知)

日頃より、本企业団の水道事業にご理解とご協力を頂き厚くお礼申し上げます。

今後、給水装置工事の申込にあたり、下記の2項目について十分留意してくださるようお願い致します。

記

1 給水引込管用仕切弁ボックスの変更について

給水引込管用仕切弁ボックスの据付について、以下のとおり変更します。

変 更 前	変 更 後
<p>給水引込管(φ25ヘルプBOX) 4t以上の荷重がかかる場合に使用する</p> <p>変更前</p> <p>鉄蓋(枠) H=150 上部壁 A H=150 底板 H=40</p> <p>ボルト(M10)で緊結する</p> <p>φ470</p>	<p>給水引込管(φ25ヘルプBOX) 4t以上の荷重がかかる場合に使用する</p> <p>変更後</p> <p>鉄蓋(枠) H=150 調整リング H=50 下部壁 CA H=150 底板 H=40</p> <p>ボルト(M10)で緊結する</p> <p>φ550</p>

2 給水装置工事申込における申込者及び給水契約者等の名義の確認について

既設のメータを移設又は改造する給水装置工事申込において、通常は申込者と給水契約者が同一名義であることを確認した上で申込頂いておりますが、中には申込受付後に名義変更する場合もあり、工事完了を迎えても名義が異なったままであるケースが見受けられます。

つきましては、給水装置工事申込時まで同一名義であることを確認し、名義が異なる場合は必ず名義変更した上で申込して頂きますようお願い致します。名義変更の手続きがされていないと申込事務を進めることができない場合がありますのでご注意ください。

3 適用開始日

(1) 給水引込管用仕切弁ボックスの変更については、通知の日から適用する。

ただし、従来の仕切弁ボックスについては、当分の間、使用することができるものとする。

(2) 給水装置工事申込における給水申込者及び給水契約者等の名義の確認については、令和2年12月1日受付分から適用する。

○問い合わせ先

給水課 給水装置申請グループ

電話 0561-38-0035